

特定避難時間等の計算に必要な  
「用途地域が定められていない土地の区域における常備消防機関の現地到着時間」  
の制定に関する意見公募について

横浜市では、「建築基準法第 27 条第 1 項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法等を定める件（平成 27 年国土交通省告示第 255 号。以下「告示第 255 号」といいます。）」の一部改正に伴い、告示第 255 号第 1 第 4 項に規定する「常備消防機関の現地到着時間」を定める予定です。

つきましては、広く市民の皆様からご意見を頂きたく、次の要領で意見の公募を行います。この改正に対するご意見をお寄せください。

### 1 意見公募期間

令和 2 年 3 月 6 日(金)から令和 2 年 3 月 16 日(月)まで

### 2 意見提出方法

別添の意見投稿用紙に日本語でご記入の上、以下のいずれかの方法によりご提出願います。

なお、電話でのご意見の提出には対応いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

(1) 電子メールの場合

電子メールアドレス：[kc-ikenkoubo@city.yokohama.jp](mailto:kc-ikenkoubo@city.yokohama.jp)

横浜市建築局建築企画課 建築企画担当 宛

(2) 郵送の場合

〒231-0012 横浜市中区相生町 3 丁目 56 番地の 1 KDX横浜関内ビル 14 階

横浜市建築局建築企画課 建築企画担当 宛

(3) FAX の場合

FAX 番号：045-550-3568

横浜市建築局建築企画課 建築企画担当 宛

### 3 注意事項

(1) いただいたご意見に対して、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

(2) いただいたご意見の内容につきましては、氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、公開される可能性がありますので、あらかじめご承知おきください。

(3) ご意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

### 4 ご不明な点についてのお問合せ先

横浜市建築局建築企画課 建築企画担当

電話番号 045-671-2933

※ 電話によるご意見はご遠慮くださいますようお願いいたします。